# トラック奈良

トラック協会は事故防止・交通安全、 環境及び災害時緊急輸送対策に取り組んでいます。

[令和 6 年]**2024 No.363** 



ふるみゃぃ せき うねび やま 古宮遺跡から畝傍山をのぞむ

公益社団法人 奈良県トラック協会

https://narata.or.jp

# JR奈良駅西口・「荷捌き施設」整備

日時:令和6年4月10日冰 午後4時~

場所:奈良県トラック会館

奈良市により、JR奈良駅の西口に「荷捌き施設」が設備されました。

現地には、「営業貨物車 荷物積み降ろし停車場です」の案内板と、トラック2台分の荷捌き用施設が設けられています。



写真撮影・令和6年6月5日

「ホテル日航奈良」側から撮影





	J R奈良駅西口・「荷捌き施設」整備 巻頭
	定時総会
	陸運労災防止協会 通常総会
	理事会 6
	貨物運送事業協同組合 通常総会7
	福井県防災安全部 危機管理課 来訪8
	県の南部に「いびき外来」 ~ 南和病院 9
	五條市役所 平己富長 危機管理監 来訪 10
	奈良県トラック協会 奈良支部通常総会 11
	青年部会 役員会を開催
	15回目の奈良マラソン(12月8日(日)) 12
■ 奈ト協から	優秀運転者顕章候補者のご推薦について 13
■ 厚生労働省から	厚生労働省からのお知らせ 16
■ 全ト協から	飲酒運転撲滅を目指して
	軽油価格調査集計表(2024年4月) 19
■ 陸災防から	重大な労働災害を防ぐためには 20
■ 近畿交通共済から	近畿交通共済からのお知らせ 22
■ 奈ト協から	適正化事業·巡回指導報告書 24
	7月・8月の行事(予定)表 25
	トラックの構造上の特性 26
	事業用自動車事故事例No.107 27
	KIT事業の案内
	安全性優良事業所に対する国土交通省表彰 29
	トラックドライバー競技会出場選手募集 30
■ 奈良県警察本部から	奈良県警察本部からのお知らせ 32
	緊急通行車両確認証明書及び標章の交付 卷末



古宮遺跡(小墾田宮推定地)説明文

# 第51回定時総会 公益社団法人 奈良県トラック協会

日時:令和6年5月24日金 午後1時~ 場所:グランドメルキュール奈良橿原

会員総数 512名 出席者 415名 (委任状 289名 議決権行使書 55名 含む)

(最終)





▲塚本会長

# 輸送の効率化と生産性向上に取り組む

塚本会長は冒頭、「『物流の2024年問題』について新聞、テレビ等で取り上げていただき、荷主や一般の皆様にもご理解いただけているのではないかと思っている。課題解決のため、我々運送事業者には輸送の効率化や生産性向上に取り組むことが求められている。令和5年度は奈良県から燃料価格高騰対策のための補助金を一昨年に続いて交付していただき、感謝申して

上げる。協会は輸送の安全を最優先課題と位置づけ、事業用トラックによる交通事故防止、飲酒運転の根絶、子どもや高齢者の交通事故防止、自転車の交通事故防止について啓発活動を行ってきた。また、奈良労働局の指導を受け荷役運搬作業の安全確保、安全衛生教育の徹底等により、労働災害防止のための活動を推進してきた。今年1月の能登半島地震の被災地には、

備蓄品の水、食料などを会員事業者により届けさせていただいた。また、奈良県警察本部から「大規模災害時における交通規制について」の指導を受け、前もって標章・確認証明書の交付を受ける準備を行っている。課題は山積しているが行政機関の皆様からのご指導をいただき、会員目線で事業を的確に推進して参る」とあいさつ。議事に入りました。



▲来賓の方々

#### 総会

#### (1)議長選出

定款第19条により、塚本会 長を議長に選出。

#### (2)定足数の報告

定款第21条に基づく過半数 の出席があるため、本総会は 有効に成立していることを報 告。

#### (3)議事録署名人の選任

定款第24条により、塚本議 長、吉岡幹自理事(吉岡運送 株式会社)、原口美咲子理事 (原口運輸商事株式会社)を 選任。

#### (4)議事

第1号議案

令和5年度事業報告及び決 算承認に関する件 監査報 告。

第1号議案について中林専 務理事より事業報告、松村 常務理事より決算報告が行 われたあと、壷井監事から 監査報告があり、第1号議 案承認。

#### 第2号議案

役員の選任に関する件 定款による理事選任につい て松村常務理事から説明。 吉野地域の清水益成理事が 令和5年6月に逝去され、 現在の理事数は27名。後任 の理事候補者として吉野地域から阪田運輸株式会社の吉田隆恒(よしだたかひさ)氏を4月26日の役員選考委員会で推薦し、理事として承認。

#### (5)報告

①令和6年度事業計画及び収支予算に関する件

定款第46条により2月28日の第293回理事会で承認済みであり、総会資料の通りであると報告した。

最後に吉村相談役が本総会 をもって退任されることを 報告した。





#### 優良従業員表彰

#### 運転者42名、一般従業員7名を会長表彰

優良従業員の表彰は、会員事業者から推薦された成績優秀で他の従業員の模範となる運転者及び一般従業員の方々を(公社)奈良県トラック協会の会長名で表彰するものです。運転者部門は42名、一般従業員部門は7名の方々が表彰され、代表して西村尊之氏(近畿福山通運㈱新庄営業所)が表彰状を授与されました。



▲代表して優良従業員の表彰状を受ける西村尊之さん



▲新理事に就任した吉田隆恒 氏



▲塚本会長から花束を受け取る吉村相談役

#### 来賓の方々から祝辞をいただきました。

#### 《近畿運輸局 北川 健司 自動車交通部長》



働き方改革関連法がこの4月からトラックドライバーにも適用され、物流の2024年問題が新たな局面へと移行した。政府としては昨年6月、物流革新に向けた政策パッケージを策定

し、一丸となって取組みを進め ている。物流事業者だけでなく 荷主においても少しずつ対応を 進めていただいている。標準的 な運賃について令和2年に告示 させていただいたが、昨今の原 油価格の高騰、物価高の影響を 踏まえて今年3月に新たな標準 的な運賃の告示をさせていただ いた。トラック事業者の方が必 要なコストを反映した適正運賃 を収受することができれば、ド ライバーの賃上げの原資になる と考えている。国土交通省では 昨年7月にトラックGメンを設 置した。11月、12月は集中監視 月間として監視を強化し164件の「要請」と47件の「働きかけ」を実施。要請を受けたにも関わた。要請を受けたにも関わるない荷主にをない荷主にをない荷主をとりでする。今後はトララGメンムとも関がでいる。今後はの下請Gメンムとも関ができた。を業局の対策チームとを図めまり、監視対策の強ともといるにおかれて取引の推進、フリンにだきない。を発展にご尽力いただきない。

#### 《奈良県 森本 壮一 産業部長》



奈良県トラック協会におかれては県の施策にご協力をいただいており、感謝申し上げる。また今年1月の能登半島地震の発災直後、1月2日にいち早くご協力いただき、県の救援物資を

被災地へ運ぶことができた。こ れについても感謝しているとこ ろ。原油価格高騰の影響を受け る運送業界の事業継続を支援す る目的の補助金については今年 度も予算措置をいただいている ので、まもなくご案内できる。 奈良の財務事務所が4月に県内 経済情勢報告を発表しており、 それによれば県内経済は持ち直 しているとしているが、先行き については物価上昇や人手不足 の影響に十分注意をする必要が あるとしている。運送業界では 残業規制の取り組みも始まって おり、厳しい状況にあると思う

#### 《奈良県警察本部 松井 高志 交通部長》



昨年、県下で交通事故により 亡くなられた方は26名。年齢層 別では65才以上の方が18名と約 7割を占めた。また歩行中の方 が10名亡くなっている。過去10 年の死亡事故をみても高齢者や 歩行者の関係する事故の割合が 高い状況にある。

本年5月17日に自転車の交通 違反による反則金制度、いわゆる青切符の導入を盛り込んだ改 正道路交通法が成立している。 この改正では自動車が自転車の 右側を通過する場合に東上の 間隔がないときは連東で進行と 間隔に応じた安全なを、今年度中に運転 免さい内。また、今年度中に運転 免許証とず乗免許更新時の 一体化や運転免事開始をする予 定。

# 第62回通常総会 陸運労災防止協会奈良県支部

日時:令和6年5月24日金)午後2時00分~

場所:グランドメルキュール奈良橿原

会員総数 511名 出席者 373名 (委任状 302名 含む)

(最終)





#### 来賓の方から祝辞を頂きました。

#### 身を守る三点支持を習慣に 《奈良労働局 柘植典久 労働基準部長》

奈良労働局では「持続的な成長と分配の好循環を実現」するため「働きやすい奈良」を最重要施策に掲げて、人手不足、人材確保への支援、賃金引上げに向けた企業への支援、多様な人材がその能力を最大限生かして安心して活躍できる職業環境の実現等の関連施策に積極的に取組むとしている。休業4日以上の労働災害は昨年135人で令和

4年と比べて18人減少、死亡災害は一人あったのがゼロに。陸上貨物運送事業においては「荷役作業における安全ガイドライン」に基づき、墜落・転落災害や転倒災害などの防止措置、保護帽の着用、安全衛生教育の実施等の取り組みを行うとともに、交通労働災害防止の取り組みもお願いしたい。また時節柄、熱中症予防対策への取り組

みも。7月1日~31日は「令和6年度陸上貨物運送事業夏季労働災害防止強調運動」が実施される。今年度のスローガンは「身を守る三点支持を習慣に」。今後とも労働をめぐる様々な課題に対して、労働局、労働基準監督署、ハローワークにおいて総合的、一体的に取組んでいくのでご協力をお願いしたい。

#### 議事

#### 1. 定足数の報告

過半数の出席があるため、 本総会は有効に成立してい ることが報告されました。

#### 2. 議事録署名人の選任

塚本支部長が議長を務め、 議事録署名人に東口監事を 選任し、承認されました。

#### 3. 議事

第1号議案 令和5年度事業報告及び収 支決算報告の件 監査報告

事務局から令和5年度事 業報告及び収支決算報告が 行われたあと、東口監事より「事業報告書・収支決算書及び貸借対照表について諸帳簿並びに証拠書類と対照監査の結果、適法正確であることを認めます」と報告があり、承認されました。

### 第2号議案 令和6年度事業計画(案)及 び収支予算(案)承認の件

事務局から令和6年度事 業計画(案)及び収支予算 (案)について

陸上貨物運送事業労働災 害防止5か年計画の2年目

として、災害防止対策に取り組むと説明があり、承認 されました。

主要対策は次の通り。

- ①荷役運搬作業の安全の 確保
- ②交通労働災害の防止
- ③健康確保対策の推進
- ④事業場の安全衛生水準 向上の取組の推進
- ⑤安全衛生教育の徹底
- (6)安全衛生意識の高揚
- ⑦関係機関等との連携強化
- ⑧協会活動・組織の充実 強化等

# 第295回 理事会

日時:令和6年5月24日金 午前11時30分~

場所:グランドメルキュール奈良橿原

**理事総数** 27名 **出席** 24名 **欠席** 3名

#### 総会の議事進行等について

冒頭、塚本哲夫会長は「今日は1年の総決算の日。総会では決算、予算の関係、理事の1名補充という決議もある。最後まで慎重審議頂き、スムーズな進行にご協力をお願いしたい」とあいさつ。 議事に入りました。



#### 議事

#### 審議事項は、次の通りです。

(1) 常任委員会委員選任(案) について 常任委員会の委員 は協会の役員改選と同じ昨年 令和5年度に理事会で選任さ れたが、吉野地域から令和6 年4月25日に適正化実施対策 委員として森田委員に代えて (有丸越運輸 菊田浩司氏を推 薦⇒ 承認

(2) 会員の入会(案) について ⇒ 承認

#### 新たに3社入会されました -

■(株) 宮賀商事

御所市大字東辻34番地10

■(株) 今西商店 吉野郡大淀町大字越部1470番地 1

■(株) ING

磯城郡田原本町八尾613 (ロイヤルしき302号)

これにより会員総数515社

#### 報告事項は、次の通りです。

(1) 第51回定時総会の議事進行 について

第51回定時総会のタイムス ケジュール、来賓、会長表彰、 議事等の次第について事務局 から報告。 (2) 令和6年度役員選考委員会 の報告について

去る4月26日の令和6年度 役員選考委員会で理事候補者 として吉田隆恒氏(阪田運輸 株式会社)を定時総会に推薦 することを報告。

(3) 会費の滞納について 事務局から報告。

#### 出席されたのは次のみなさんです(社名・敬称略)

会長=塚本 **副会長**=中・萩原 **監事**=阪井・東口・壷井 **相談役**=吉村 **専務理事**=中林 **常務理事**=松村 **理事**=谷口・廣瀬・中西・巽・吉岡(幹)・吉岡(正)・乾・中谷・ 辻本・西川(直)・竹長・森本(好)・西川(武)・辰己・櫻本・山﨑・原口・岸元・山口

# 令和6年度 奈良県貨物運送事業協同組合 通常総会

令和6年5月28日(火)、桜井市高家の「ホテル奈良さくらいの郷」において、奈良県貨物運送事業協同組合第42回通常総会が開催されました。

森本禎男 理事長が「燃料高など経営を取り巻く課題は山積するが、我々が出来る事から努力しましょう」 と開会挨拶。奈良県トラック協会 塚本哲夫 会長が来賓として「物流の2024年問題の課題解決のため、輸 送の効率化や生産性向上に取り組むことが求められている。協会は輸送の安全を最優先課題とし、災害時 の緊急物資輸送体制の確立にも尽力している。」と話をしました。

議事は、令和5年度事業報告・決算報告、令和6年度事業計画案・収支予算案、役員改選について審議され、全て承認されました。



# 福井県防災安全部 危機管理課 来訪

令和6年5月28日(火)、福井県防災安全部危機管理課 市橋 章 参事が来訪、当協会が昨年末に福井県知事と締結した「原子力災害時における緊急輸送に関する協定書」について、事務的内容や今年度の訓練等の説明がありました。その後、奈良市内にある福井県の防災資機材保管借上倉庫の現地確認に赴きました。



▲写真右から、市橋参事、原子力防災対策グループ 武田由理 主任、同 山本浩廉主査

# 県の南部に「いびき外来」 ~ 南和病院

令和6年6月11日(火)、医療法人弘仁会 南和病院の山下昌宏理事が協会を訪問され、睡眠時無呼吸症候群の検査等のための「いびき外来」の案内がありました。





# 南和病院

〒638-0833 奈良県吉野郡大淀町大字福神1-181

TEL: 0747 - 54 - 5800 FAX: 0747 - 54 - 5700

Mail : nanwa@koujin.jp









▲写真右から、山下理事、梅木臨床検査科長

# 五條市役所 平己富長 危機管理監 来訪

日 : 令和6年6月18日火場所: 奈良県トラック会館

五條市役所の平己危機管理監が来訪、当協会の防災リーフレットの活用方法について説明があり、令和 6年度の配布計画や方法について協議しました。

本年度も防災リーフレット「警戒レベル4 避難指示までに必ず避難 風水害・土砂災害から身を守ろう」 を、7月初旬には配布出来る事を報告しました。



▲写真、右から平己 危機管理監、危機統括室 吉田淳二次長、危機管理課 畠山喜充 課長補佐

# 奈良県トラック協会 奈良支部通常総会

日 : 令和6年5月25日生 場所: 奈良パークホテル

奈良市宝来町の奈良パークホテル平城の間にて、奈良支部(塚本哲夫支部長)通常総会が開催されました。 塚本支部長からは2024問題等トラック業界の課題について前向きに対処していく旨の挨拶があり、その 後令和5年度事業報告及び収支決算報告等の議案について承認されました。



# 青年部会 役員会を開催

奈良県トラック協会青年部会は、6月7日役員会を開催しました。

山崎部会長は、4月の理事会で奈良県警察本部交通規制課より大規模災害発生時における交通規制について説明を受けたことにふれ、大規模災害発生時の道路は、一般車両の通行が禁止・制限されるが、奈良県トラック協会は緊急輸送機関として指定を受けているので、標章・確認証明書の交付を受けた車両は緊急物資輸送のため通行することができます。皆さまも申請へのご協力をお願いすると話をしました。



# 15回目の奈良マラソン(12月8日(日))

日 : 令和6年5月28日(火) 場所: 奈良県トラック会館

奈良マラソン実行委員会 酒井和雄 事務局長が来訪、第15回目となる奈良マラソン2024がロートフィールド奈良(奈良市鴻ノ池陸上競技場)で開催されるので、諸般の協力依頼がありました。

新種目のペアリレーマラソンや大会ボランティア募集についても説明されました。



▲写真右が、酒井事務局長

# 優秀運転者顕章候補者のご推薦について

会員各位

(公社) 奈良県トラック協会 会長 塚本 哲夫 (公印省略)

# 優秀運転者顕章候補者のご推薦について

優秀運転者顕章(金・銀十字章)に該当する表彰候補者のご推薦をお願い致 します。顕章は(公社)全日本トラック協会長名で贈呈するもので下記の贈呈 基準等で行います。

推薦書は、「無事故・無違反証明書」の写しと共にFAXで、令和6年7月 22日(月)までに奈ト協事務局宛(FAX番号0743-23-1212)に送付して下さい。 記

顕章の贈呈基準および受章資格

現在運転者であって、運転者であった期間を通算して、次の各号に定 める期間無事故であり、かつ無違反であった者。

(1) 金十字章 満20年以上

(ただし、そのうちトラック運送事業者の運転者として15年以上とする)

(2)銀十字章 満10年以上

(ただし、そのうちトラック運送事業者の運転者として7年以上とする)

推薦書は別添様式を必ずご使用下さい。(不足の場合はコピーして下さい。)

- \*無事故・無違反期間については開始年月日から令和6年5月末日 まで、何年とご記入下さい。
- \*無事故・無違反期間については、別添「早見表」(参考)をご覧下さい。
- 2 自動車安全運転センターが、令和6年5月末日以降に発行した「無事故 無違反証明書」(写し)の添付をお願いします。

以上

(本件担当 山村)

令和 年 月 日

(公社) 奈良県トラック協会 会 長

> 住 所 事業所名

 $(\overline{EP})$ 

# 優秀運転者顕章候補者推薦書

標記について下記の通り推薦いたします。

記

章	の種	類	金•	<b>金・銀</b> 十字章 (いずれかに○)					
侯氏		の名	ふりがな						
	年月		昭和	・平成	年	月	日生		
無	事	故	自		年	月	日		
無期	違	反間	至	令和	6年	5月 年	末日		
過去の受章歴		章歴	有 有の場合・	…平成			かに○) ) 十字章		

# 優秀運転者顕章に係る無事故・無違反期間早見表(令和6年度)

		無事故・無	達	反開始年月日		基準年月日	無事故・無違反期間(満)	受章可能な章
平成	5年	6月2日	~	平成 6年	6月1日		30年	
	6年	6月2日	~	7年	6月1日		29年	
	7年	6月2日	~	8年	6月1日		28年	
	8年	6月2日	~	9年	6月1日		27年	
	9年	6月2日	~	10年	6月1日		26年	
	10年	6月2日	~	11年	6月1日	令和6年5月末	25年	金十字章
	11年	6月2日	~	12年	6月1日		24年	
	12年	6月2日	~	13年	6月1日		23年	
	13年	6月2日	~	14年	6月1日		22年	
	14年	6月2日	~	15年	6月1日		21年	
	15年	6月2日	~	16年	6月1日		20年	
	16年	6月2日	~	17年	6月1日		19年	
	17年	6月2日	~	18年	6月1日		18年	
	18年	6月2日	~	19年	6月1日		17年	
	19年	6月2日	~	20年	6月1日		16年	
	20年	6月2日	~	21年	6月1日	令和6年5月末	15年	銀十字章
	21年	6月2日	~	22年	6月1日	节和0年5万本	14年	1
	22年	6月2日	~	23年	6月1日		13年	
	23年	6月2日	~	24年	6月1日		12年	
	24年	6月2日	~	25年	6月1日		11年	
	25年	6月2日	~	26年	6月1日		10年	

# 厚生労働省からのお知らせ

# STOP I 熱朝

職場での熱中症により毎年約20人が亡くなり、 約800人が4日以上仕事を休んでいます。



労働災害防止キャラクター チューイ 切り音

準備

キャンペーン期間

4月

5月

7月

重点取組

8月

9月

実施要項

準備期間(4月)にすべきこと

きちんと実施されているかを確認し、チェックしましょう

労働衛生管理体制の確立	事業場ごとに熱中症予防管理者を選任し熱中症予防の 責任体制を確立
暑さ指数の把握の準備	JIS規格に適合した暑さ指数計を準備し、点検
作業計画の策定	暑さ指数に応じた休憩時間の確保、作業中止に関する 事項を含めた作業計画を策定
設備対策の検討	暑さ指数低減のため簡易な屋根、通風または冷房設備、 散水設備の設置を検討
休憩場所の確保の検討	冷房を備えた休憩場所や涼しい休憩場所の確保を検討
服装の検討	透湿性と通気性の良い服装を準備、送風や送水により 身体を冷却する機能をもつ服の着用も検討
緊急時の対応の事前確認	緊急時の対応を確認し、労働者に周知
教育研修の実施	管理者、労働者に対する教育を実施

【**主唱**】厚生労働省、中央労働災害防止協会、建設業労働災害防止協会、陸上貨物運送事業労働災害防止協会、港湾貨物運送事 業労働災害防止協会、林業・木材製造業労働災害防止協会、一般社団法人日本労働安全衛生コンサルタント会、一般社団法人全 国警備業協会 【協賛】公益社団法人日本保安用品協会、一般社団法人日本電気計測器工業会 【後援】関係省庁(予定)



厚生労働省・都道府県労働局・労働基準監督署

(R6.2)

# キャンペーン期間(5月~9月)にすべきこと



## 暑さ指数の把握と評価

□ JIS規格に適合した暑さ指数計で暑さ指数を随時把握 地域を代表する一般的な暑さ指数(環境省)を参考とすることも有効









# 測定した暑さ指数に応じて以下の対策を徹底

暑さ指数の低減	準備期間に検討した設備対策を実施
休憩場所の整備	準備期間に検討した休憩場所を設置
服装	準備期間に検討した服装を着用
  作業時間の短縮 	作業計画に基づき、暑さ指数に応じた休憩、作業中止
暑熱順化への対応	熱に慣らすため、7日以上かけて作業時間の調整 ※新規入職者や休み明け労働者は別途調整することに注意
水分・塩分の摂取	水分と塩分を定期的に摂取(水分等を携行させる等を考慮)
プレクーリング	作業開始前や休憩時間中に深部体温を低減
健康診断結果に 基づく対応	次の疾病を持った方には医師等の意見を踏まえ配慮 ①糖尿病、②高血圧症、③心疾患、④腎不全、⑤精神・神経 関係の疾患、⑥広範囲の皮膚疾患、⑦感冒、⑧下痢
日常の健康管理	当日の朝食の未摂取、睡眠不足、前日の多量の飲酒が熱中症 の発症に影響を与えることを指導し、作業開始前に確認
作業中の労働者の 健康状態の確認	巡視を頻繁に行い声をかける、「バディ」を組ませる等労働 者にお互いの健康状態を留意するよう指導
異常時の措置	少しでも本人や周りが異変を感じたら、必ず一旦作業を離れ、 病院に搬送する(症状に応じて救急隊を要請)などを措置 ※全身を濡らして送風することなどにより体温を低減 ※一人きりにしない

# 重点取組期間(7月)にすべきこと

暑さ指数の低減効果を再確認し、	必要に応じ対策を追加
暑さ指数に広じた作業の中断等を	徹底

ーレノ\	佐八九珠 振め に取りせ	フの味取ため皮
バガ、	塩分を積極的に取らせ、	その唯談を倒成

- □ 作業開始前の健康状態の確認を徹底、巡視頻度を増加
- □ 熱中症のリスクが高まっていることを含め教育を実施
- □ 体調不良の者に異常を認めたときは、躊躇することなく救急隊を要請

# 飲酒運転の根絶を目指して

# 飲酒運転防止対策のすすめ方

# ドライバーへの啓発広報活動

#### 勤務時間前の飲酒の禁止



体内に入ったアルコールはすぐには消えません。 一般に、体重 60 キロの人が 500mlの缶ビールを飲 んだ場合、アルコールが消えるまでには3~4時 間がかかるといわれています。例えば、3本の缶 ビールを飲んだ場合には、8時間が経過してもア ルコールは消えないことになります。

したがって、飲酒後8時間が経過すれば血中濃 度が必ずしも平常値に戻るわけではありません。

また、アルコールが消えるまでの時間について は個人差が大きく、年齢や体質、その時の体調や 飲酒量などにより大きく左右されますから、その 点をドライバーにしっかりと認識させる必要があ ります。

#### 酒気帯びの有無等の申し出



貨物自動車運送事業法輸送安全規則第17条の 「運転者の遵守事項」において、「酒気を帯びた状 態にあるときは、その旨を事業者に申し出ること」 と定められています。

したがって、点呼時等に、飲酒の有無や、飲酒量、 飲酒後の経過時間、睡眠状況、体調などを、ドラ イバーが申し出るよう指導を徹底する必要があり ます。

#### 休憩時や仮眠前の飲酒の禁止



走行中はもちろんですが、休憩時や仮眠前の飲酒 も厳禁とします。

特に、仮眠前は寝付きをよくするために飲酒する ドライバーも見られますが、仮眠前の飲酒は、酒気 帯び運転の原因となるだけでなく、それが習慣化す ると、いわゆる「アルコール依存症」につながる危 険もありますから、たとえ少量でも仮眠前に酒は飲 まないよう指導を徹底する必要があります。

また、フェリー乗船中など運行途中の休息期間中 における飲酒も酒気帯び運転につながりますから、 禁止するよう指導を徹底する必要があります。

# 軽油価格調査集計表(2024年4月)

令和6年5月24日現在 (公社)全日本トラック協会

2024年4月	単純集計表	地区:近	畿/県(沖縄除) :全県
	スタンド平均	ローリー平均	カード平均
	127.79	115.32	125.32
2024年4月	元売別集計表	地区:近畿	/県(沖縄除) :全県
元売名	スタンド平均	ローリー平均	カード平均
ENEOS	128.35	115.50	125.49
出光昭和シェル	140.25	115.72	
キグナス			
コスモ	115.80	114.73	124.30
その他	128.07	115.52	125.62
2024年4月	月間購入量別集計表	地区:近畿	/県(沖縄除) :全県
月間購入量	スタンド平均	ローリー平均	カード平均
30キロリットル未満	127.89	115.62	126.01
30~50キロリットル未満	124.10	114.44	120.50
50~100キロリットル未満	120.50	114.12	
100キロリットル以上	166.00	115.15	
2024年4月	支払期限別集計表	地区:近畿	/県(沖縄除) :全県
支払期限	スタンド平均	ローリー平均	カード平均
30日未満	122.17	114.69	126.83
30~60日未満	127.94	115.14	124.82
60日以上	141.00	118.23	
軽油価格推移表		地区:近畿	/県(沖縄除) :全県
	スタンド平均	ローリー平均	カード平均
2023年12月	127.55	114.57	122.51
2024年 1 月	127.60	114.47	125.74
2024年 2 月	128.47	114.48	126.83
2024年 3 月	123.79	115.42	124.88
2024年 4 月	127.79	115.32	125.32

※消費税抜きの価格となります。

# 重大な労働災害を防ぐためには

# 5

# トラック後退時 における 死亡災害



トラック後退時での労働災害の多くが、トラックの後方にいた被災者が トラックの後退に気付かなかったために発生していました。 気付かなかった理由としては、近隣からの苦情により後退警告音(ブザー)の音量を下げていた、 本来は後退禁止だった、バックモニターを使用していなかった――等が挙げられます。

# 事|例

# トラックの後退誘導時に トラックと電柱に挟まれる(死亡災害)



被災者(運転手助手)は、路地で引越トラックの後退誘導を行っていたところ、トラックと電柱の間に挟まれました。当該トラックにはバックモニターが装備されていましたが、被災者が目視できなかったにもかかわらず、運転手は事故発生当時バックモニターを使用していませんでした。

# 事例

# トラックの荷役作業指示中に 後退してきた別のトラックに接触(死亡災害)



被災者はトラックAの運転手に対して荷役作業の指示を行っていました。そこに別のトラックBが給油のために、本来は禁止されている後退で移動してきました。トラックBの運転手は被災者に気付かずに後退を続けたために、被災者はトラックBと接触しました。なお、事故が発生したのは夕方で、薄暗い状態でした。

# ▶労働災害を防ぐためのポイント!

#### 策 対

後退誘導のルールを定めるとともに、トラックを後退させるのは 後方の状況確認ができる場合のみに限定しましょう



ひとこと アドバイス

トラック後退時の事故の多くが、後方の確認が不十分だったために発生し ています。様々な安全対策を行い、後方の確認を十分行った上で後退させ るようにしましょう。

# その他、事業者・作業者は次のような対策を講じましょう

- ▶ トラック後退時には、周辺への第三者の立ち入 り制限を定め、遵守させましょう
- ▶ 後退誘導担当者を配置しましょう。また、運転 手は誘導担当者が目視できる状態で後退を行 い、声や笛などの音声のみで後退の可否を判断 しないようにしましょう
- >> トラック同士が接触するおそれのある場合は、複 数台のトラック誘導を行わないようにしましょう
- ▶ 原則として、後退警告音の音量は下げないようにし ましょう。やむを得ず下げる場合は、バックモニター 等その他の安全対策を併用しましょう



# 近畿交通共済からのお知らせ

#### トラック交通共済のテレビCMを初めて全国で放映開始

■テレビCM放映スケジュール

番組名	放映日	放送時間	放送局	
ズームイン!!サタデー	毎週土曜日	朝 5:30-8:00	日本テレビ系列	

全国トラック交通共済協同組合連合会のホームページ (https://kokyoren.or.jp) でもご視聴 いただけます。



# 自動車共済・自賠責共済はぜひ近畿共済でご契約を

全国トラック交通共済協同組合連合会

1000円 九州トラック交通共済協同組合 南九州交通共済協同組合

近畿共済は、組合員のみなさまと一体となって事故防止に努力しています お問い合わせ・ご連絡は当組合奈良事務所 0742-90-0510

# ⑥ 近畿交通共済協同組合 安

# 貨物の正しい積載方法

洛

積み付けが適正でないと、走行中に荷崩れを起こす危険があります。

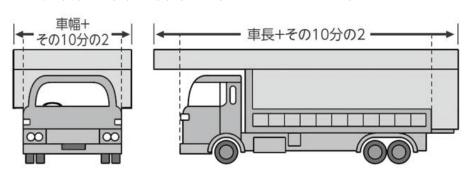
共

偏荷重が生じないような積載方法や、荷崩れが生じないような固縛方法を

理解・習得することも大切です。

近

積載物の制限(令和4年5月13日改正)





- ※公安委員会が特に認めた自動車に限り、高さ制限は4.1m以下とする。 ※総排気量660cc以下の普通自動車、および三輪の普通自動車の高さ制限は2.5m以下とする。

高速道路では2時間、一般道路では4時間の走行を目安に固縛状況を点検しましょう!

#### 近 畿 洛 お か 知 世

# ~各講習会のご案内~

# ① 特別指導講習

初任運転者対象の講習会(年4回)、 事故惹起運転者対象の講習会(年2

回)を開催しています。

(※なお、5時間の座学講習のみです)





# ② 運行管理者等一般講習

この度、近畿共済が運行管理者(貨物)の一般講習開催機関として認定を受けました。

近畿共済の組合員様に限り、無料で受講いただけます。(通常:3.200円)

一般講習開催の際は、お知らせしますので奮ってご参加ください。

# 適正化事業・巡回指導報告書(令和6年5月)

奈良県貨物自動車運送適正化事業実施機関

令和6年5	月実施状況	ŕ	介和 6	年 度 月	別実	施件	数	
計画件数	実施件数	実施月	件 数	実施月	件 数	実施月	件 数	実施件数合計
可凹门奴	天旭什奴	4月	12件	8月	件	12月	件	
		5月	14件	9月	件	1月	件	
16件	14件	6月	件	10月	件	2月	件	26件
		7月	件	11月	件	3月	件	

1. 運行管理規程が定められているか。			令和6年4月実施結果			
2. 営業所に配置する事業用自動車の種別及び数に変更はないか。 14 1 7.1% 0 0% 4. 集務員の代題・睡眠危認の位置、収容能力は適正か。 14 0 0% 5. 集務員の代題・睡眠危認の位置、収容能力は適正か。 14 0 0% 6. 届出事項に変更はないか。 (役員・社員、存定質は返正か。 14 0 0% 7. 自定事間を要更はないか。 (役員・社員、存定質は係る荷主の名称変更等) 13 0 0% 7. 自定事間強制の事の違法な言業報収行為(自上ラの利用等)はないか。 14 0 0% 8. 名義貸し、事業の党渡し等はないか。 14 0 0% 2. 自動事事故場事を連出しているか。 4 0 0% 2. 自動事事故場等を提出しているか。 4 0 0% 4 車両台帳が整備され、適正に記入等されているか。 14 0 0% 4 車両台帳が整備され、適正に記入等されているか。 14 0 0% 5. 事業報告書及び事業支援報告書を提出しているか。 14 0 0% 5. 事業報告書及び事業支援報告書を提出しているか。 14 0 0% 5. 事業報告書及び事業支援報告書を提出しているか。 14 0 0% 6. 温荷管理表が適応しまれ、届出されているか。 14 0 0% 6. 3. 運行管理表が適応され、届出されているか。 14 0 0% 6. 3. 運行管理表が適応とされ、届出されているか。 14 0 0% 6. 3. 運行管理を適定の研修を受けさせているか。 14 1 7.1% 6. 過精減に上める遺送を行っていないか。 14 1 7.1% 6. 過精減に上る過速を行っていないか。 ☆ 13 0 0 0% 17. 点呼の実施及びその記録、保存は適正か。 14 1 7.1% 8. 8. 業務等の記載・試験目報)の作成・保存は適正か。 14 1 7.1% 18. 8. 表務等の記載・試験目は、自定したのでは、保存は適正か。 17 17 18 11 2 2 16.7% 10 運行指示書の作成、指示、携行、保存は適正か。 17 17 18 11 2 2 2 16.7% 11 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2			調査事項	調査件数	指導件数	指導率
3. 自動車車庫の位置及び収容能力に変更はないか。 14 0 0% 4 乗務員の休憩・睡眠施設の位置、収容能力は適正か。 14 0 0% 5. 乗務員の休憩・睡眠施設の佐管、収容能力は適正か。 14 0 0% 6. 届出事項に変更はないか。(役員・社員、特定貨物に係る荷主の名称変更等) 13 0 0% 7. 自家用資物自動車の造法な営業類似行為(自トラの利用等)はないか。 14 0 0% 8. 名義役し、事業の合権し等はないか。 4 0 0% 8. 名義役し、事業の合権し等はないか。 4 0 0% 2. 自動車事故報告書を提出しているか。 0 0 0 0% 4. 車両台帳が整備され、保存されているか。 1 0 0% 4. 車両台帳が整備され、適正に記入等され、保存されているか。 1 0 0% 5. 事業報告書表び事業実実維告書を提出しているか。 1 0 0% 1. 連転者を帳及び定業員も破が適正に記入等され、保存されているか。 1 0 0% 1. 連行管理規制で必められているか。 1 0 0% 2 連行管理規制で必められているか。 1 0 0% 3 連行管理規書が必能され、届出されているか。 1 4 0 0% 3 連行管理規書で下定の研修を受けさせているか。 1 4 0 0% 3 連行管理規書で下定の研修を受けさせているか。 1 4 0 0% 5. 過労防止を配慮し、適正に管理されているか。 1 4 7 1% 6 過機能とよる運送を行っていないか。 ☆ 13 0 0 0% 7. 点外の実施皮びその記録、保存は適正か。 ☆ 13 0 0 0% 1 1. 連行管理場を(連転日報)の作成・保存は適正か。 ☆ 12 2 16. 7% 1 0. 運行指示書の作成、指表でも適議を行っているか。 1 4 7 7. 1% 8 . 乗移等の記除(連転日報)の作成・保存は適正か。 ☆ 12 2 16. 7% 1 0. 運行指示書の作成、対力との影響、保存は適正か。 ☆ 12 2 16. 7% 1 1 2 2 2 16. 7% 1 1 2 2 2 2 2 2 3 2 2 3 2 3 2 3 2 3 2 3			1. 主たる事務所及び営業所の名称、位置に変更はないか。	14	0	0%
<ul> <li>・事業計画等</li> <li>4. 乗務員の休憩・睡眠施設の位置、収容能力は適正か。 14 0 0%</li> <li>5. 乗務員の休憩・睡眠施設の保守、管理は適正か。 14 0 0%</li> <li>6. 届出事派に変更はないか。(役員・社員・特定物に係る格変更等) 13 0 0%</li> <li>7. 自家用貨物自動車の違法な営業類似行為(白トラの利用等)はないか。 14 0 0%</li> <li>8. 名義貸し、事業の貸運し等はないかか。 4 0 0%</li> <li>1. 車を記録が適匹に記録会おれ、保存されているか。 4 0 0%</li> <li>2. 自動車事故報告書を提出しているか。 4 0 0%</li> <li>4. 車両合帳が整備され、適正に記入等され、保存されているか。 14 0 0%</li> <li>5. 事業報告書を提出しているか。 14 0 0%</li> <li>6. 届出を記して記録をされているか。 14 0 0%</li> <li>7. 事業報告書を提出しているか。 14 0 0%</li> <li>4. 車両合帳が整備され、適正に記入等されているか。 14 0 0%</li> <li>5. 事業報告書を提出しているか。 14 0 0%</li> <li>1. 連行管理規程が定められているか。 14 0 0%</li> <li>3. 運行管理者が選任され、届出されているか。 14 0 0%</li> <li>4. 車業計画に従い、必要な員数の運転者を確保しているか。 14 1 7. 1%</li> <li>5. 過勞防止を配慮し、適正に管理されているか。 14 1 7. 1%</li> <li>6. 過稽載による運送を行っていないか。 立 13 0 0%</li> <li>7. 点呼の実施及びその記録、保存は適正か。 立 13 0 0%</li> <li>1. 連行管理等</li> <li>1. 連行管理が高いないを受な情違正か。 14 1 7. 1%</li> <li>9. 運行記録計による記録及びその保存・活用は適正か。 立 12 2 16. 7%</li> <li>10. 連行指示書の作成、指示、携行、保存は適正か。 立 12 2 16. 7%</li> <li>10. 連行指示書の作成、指示、携行、保存は適正か。 立 12 2 16. 7%</li> <li>10. 連行経済書の作成、指示、携行、保存は適正か。 14 1 7. 1%</li> <li>11. 業務員に対して特別な指導を行っているか。 14 1 7. 1%</li> <li>12. 特定の乗務員に対して特別な指導を行っているか。 14 1 7. 1%</li> <li>12. 整備管理者が避任され、届出されているか。 14 7. 1%</li> <li>1. 整備管理者を開た対してものかか。 14 7. 1%</li> <li>7. 整備管理者を所定の可修を受けさせているか。 14 7. 1%</li> <li>7. 整備管理者を所定の可修を受けさせているか。 14 7. 1%</li> <li>1. 整備管理者を形成されているか。 14 7. 1%</li> <li>2. 整備管理者を存成し、これに基づき点検を適正に行っているか。 14 7. 1%</li> <li>7. 5. 定期を削しまれているか。 14 7. 1%</li> <li>7. 5. 定期を適定を受けさせているか。 14 7. 1%</li> <li>1. を開管理を終めての保存がされているか。 14 7. 1%</li> <li>1. を開管理を検をで表の表を適定といるのはままれているか。 14 7. 1%</li> <li>1. を開管理を確認を定しまれているか。 14 7. 1%</li> <li>2. を開管理を確認を定しまれているか。 14 7. 1%</li> <li>3. のののののののののののののののののののののののののののののののののののの</li></ul>			2. 営業所に配置する事業用自動車の種別及び数に変更はないか。	14	1	7. 1%
- 事業計画等			3. 自動車車庫の位置及び収容能力に変更はないか。	14	0	0%
5. 乗務員の休憩・睡眠施蔵の保守、管理は適止か。 14 0 0% 6. 届出事前に変更はかいか、(登員・社具・物定物性に多る格変更等) 13 0 0% 7. 自家用貨物自動車の違法な営業類似行為(白トラの利用等)はないか。 14 0 0% 8. 名義貸し、事業の貸渡し等はないか。 4 0 0% 2. 自動車事政報告書を提出しているか。 4 0 0% 4. 車両台帳が適正に記録きれ、保存されているか。 4 0 0% 4. 車両台帳が整備され、適正に記入等され、保存されているか。 14 0 0% 4. 車両台帳が整備され、適正に記入等され、保存されているか。 14 0 0% 5. 事業報告書をび事業実績報告書を提出しているか。 14 0 0% 5. 事業報告書をび事業実績報告書を提出しているか。 14 0 0% 6. 過者をしているか。 14 0 0% 6. 過者をに所定の研修を受けさせているか。 14 1 7. 1% 6. 過者財比を配慮し、適正に管理されているか。 14 1 7. 1% 6. 過者財比を配慮し、適正に管理されているか。 14 1 7. 1% 6. 過者財比を配慮し、適正に管理されているか。 14 1 7. 1% 6. 過者財比を配慮とできるは多いでは、保存は適正か。 4 1 7. 1% 1. 運行管理等 8. 乗務等の記録(運転日報)の作成・保存は適正か。 4 1 7. 1% 1. 乗務員に対しても記録及びその保存・活用は適正か。 4 1 7. 1% 1. 乗務等の記録(運転日報)の作成・保存は適正か。 4 0 0% 9. 運行記録計による記録及びその保存・活用は適正か。 4 1 7. 1% 1. 乗務員に対して適性診断を受けさせているか。 14 1 7. 1% 1. 乗務員に対しても別な指導を行っているか。 14 1 7. 1% 1. 乗務員に対して適性診断を受けさせているか。 14 1 7. 1% 7. 1% 2. 整備管理規程の制定及び整備管理業務がなされているか。 14 1 7. 1% 1. 整備管理規程の制定及び整備管理業務がなされているか。 14 1 7. 1% 1. 整備管理者が選任され、届出されているか。 14 1 7. 1% 1. 数 2. 1. 2. 2. 2. 3. 6. 6. 6. 6. 6. 6. 6. 6. 6. 6. 6. 6. 6.	1 事業計画数		4. 乗務員の休憩・睡眠施設の位置、収容能力は適正か。	14	0	0%
7. 自家用貨物自動車の違法な営業類似行為(白トラの利用等)はないか。 14 0 0% 8. 名義貸し、事業の貸渡し等はないか。 14 0 0% 1. 事故記録が適正に記録され、保存されているか。 4 0 0% 2. 自動車事故報告書を提出しているか。 0 0 0 0% 3. 運転者台帳及び従業員台帳が適正に記入等され、保存されているか。 14 0 0% 4. 車両台帳が整備され、適正に記入等され、保存されているか。 14 0 0% 5. 事業報告書及び従業員台帳が適正に記入等され、保存されているか。 14 0 0% 5. 事業報告書を提出しているか。 14 0 0% 5. 事業報告書を提出しているか。 14 0 0% 5. 事業報告書を提出しているか。 14 0 0% 6. 温炉管理規程が定められているか。 14 0 0% 3 運行管理程序が適任され、届出されているか。 14 0 0% 3 運行管理者が適任され、届出されているか。 14 1 7. 1% 0 0% 3 運行管理を所定の研修を受けさせているか。 14 1 7. 1% 6. 過荷助止を配慮し、適正に管理されているか。 14 1 7. 1% 6. 過荷助止を配慮し、適正に管理されているか。 14 1 7. 1% 6. 過荷助止を配慮し、適正に管理されているか。 14 1 7. 1% 6. 過荷助止とる配慮及びその保存・活用は適正か。 4 1 7. 1% 17. 1% 18. 乗務等の記録(運転日報)の作成・保存は適正か。 4 1 7. 1% 19. 運行経承書の作成、指示、携行、保存は適正か。 4 0 0% 11. 乗務員に対して可能を受けさせているか。 14 1 7. 1% 12. 特定の乗務員に対して適性診断を受けさせているか。 14 1 7. 1% 12. 特定の乗務員に対して特別な指導を行っているか。 14 1 7. 1% 12. 特定の乗務員に対して特別な指導を行っているか。 14 1 7. 1% 12. 特定の乗務員に対して時間を断を受けさせているか。 11 8 72. 7% (0 13. 特定の乗務員に対して時間を断を受けさせているか。 14 1 7. 1% 2. 整備管理者が運任され、届出されているか。 13 2 15. 4% 4. 日常点検及でその保存がきれているか。 13 2 15. 4% 4. 日常点検及でその保存がられているか。 14 1 7. 1% 1. 整備管理者が適任され、届出されているか。 13 2 15. 4% 4. 日常点検及でその保存がられているか。 14 1 7. 1% 1. 数集間型削削定され、届出されているか。 13 2 15. 4% 4. 日常点検及でその保存がられているか。 13 2 15. 4% 4. 日常点検及でその保存がられているか。 14 1 7. 1% 1. 数集間可能定とれ、届出されているか。 13 2 15. 4% 4. 日常点検及でその保存がられているか。 14 1 7. 1% 1. 数集間可能定とか、同出されているか。 14 1 7. 1% 1. 数集間可能定とか、同出されているか。 14 1 7. 1% 1. 数集間可能定とか、同出されているか。 14 1 7. 1% 1. 数集間可能定したでいるが、 14 1 7. 1% 1. 数集間可能定したいるが、 14 1 7. 1% 1. 数集間可能にしたのか。 14 1 7. 1% 1. 数集間可能にしたのが、 14 1 7. 1% 1. 数集間可能にしたのか。 14 1 7. 1% 1. 数集間可能にしたいるか。 14 1 7. 1% 1. 数集間可能にしたのから、 14 1 7. 1% 1. 数量可能にしたのが、 14 1 7. 1% 1. 数量可能にしたのが、 14 1 7. 1% 1. 数量ではではでいるが、 14 1 7. 1% 1. 数量ではでいるが、 14 1 7. 1% 1. 数量ではでいるが、 14 1 7. 1% 1. 数量ではをいるが、 14 1 7. 1% 1. 1% 1. 1% 1. 1% 1. 1% 1. 1% 1. 1% 1. 1% 1. 1% 1. 1% 1. 1% 1. 1% 1. 1% 1. 1% 1. 1% 1.	1. 尹耒訂四守		5. 乗務員の休憩・睡眠施設の保守、管理は適正か。	14	0	0%
8. 名義貸し、事業の貸渡し等はないか。 14 0 0% 1. 事故意録が適正に記録され、保存されているか。 4 0 0% 2. 自動車事故報告書を提出しているか。 0 0 0 0% 3. 運転者合帳及び逆薬員合帳が適正に記入等され、保存されているか。 14 0 0% 4. 車両が帳が整備され、適正に記入等され、保存されているか。 14 0 0% 5. 事業報告書及び事業実績報告書を提出しているか。 14 0 0% 1. 運行管理程が定められているか。 14 0 0% 3. 運行管理者が選任され、届出されているか。 14 0 0% 3. 運行管理者が選任され、届出されているか。 14 0 0% 4. 事業計画に従い、必要な良数の運転者を確保しているか。 14 1 7. 1% 5. 過労防止を配慮し、適正に管理されているか。 14 1 7. 1% 5. 過労防止を配慮し、適正に管理されているか。 14 1 7. 1% 6. 過額軟による運送を行っていないか。 14 1 7. 1% 8. 乗務等の記録(運転日報)の作成・保存は適正か。 14 1 7. 1% 8. 乗務等の記録(運転日報)の作成・保存は適正か。 14 0 0% 9. 運行記録計による記録及びその保存・活用は適正か。 14 0 0% 9. 運行記録計による記録及びその保存・活用は適正か。 12 2 16. 7% 10 運行記录計でよる記録及びその保存・活用は適正か。 14 1 7. 1% 10. 運行記录計でよる記録及びその保存・活用は適正か。 14 1 7. 1% 10. 運行記录計では、指示、携行、保存は適正か。 14 1 7. 1% 10. 運行記録計でよる記録及びその保存が活用は適正か。 14 1 7. 1% 11 2. 特定の乗務員に対して適性診断を受けさせているか。 14 1 7. 1% 12. 特定の乗務員に対して適性診断を受けさせているか。 14 1 7. 1% 1. 整備管理規模の制定及び整備管理業務がなされているか。 14 1 7. 1% 1. 整備管理規模の制定及び整備管理業務がなされているか。 14 0 0% 3. 整備管理者が選任され、届出されているか。 14 0 0% 3. 整備管理者が選任され、届出されているか。 14 0 0% 3. 整備管理者が選任され、届出されているか。 14 0 0% 3. 定額管理者が選任され、届出されているか。 14 0 0% 3. 定額管理者が選任され、届出されているか。 14 0 0% 3. 定額管理を保険と変し、その記録、保存が適正にされているか。 11 1 1 9. 1% 1. 前案を使用保険に加入しているか。 13 4 30. 8% 2 1. 労災保険・雇用保険に加入しているか。 11 1 9. 1% 1. 運輸安全マネジメント 1. 運輸安全マネジメントの実施は適正か。 14 3 21. 4% マネジメント			6. 届出事項に変更はないか。(役員・社員、特定貨物に係る荷主の名称変更等)	13	0	0%
1. 事故記録が適正に記録され、保存されているか。 4 0 0 0% 2. 自動車事故報告書を提出しているか。 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0			7. 自家用貨物自動車の違法な営業類似行為(白トラの利用等)はないか。	14	0	0%
1. 事故記録が適正に記録され、保存されているか。			8. 名義貸し、事業の貸渡し等はないか。	14	0	0%
<ul> <li>1. 帳簿類の整備、報告等</li> <li>3. 運転者台帳及び従業員台帳が適正に記入等されているか。 14 0 0%</li> <li>4. 車両台帳が整備され、適正に記入等されているか。 14 0 0%</li> <li>5. 事業報告書及び事業実績報告書を提出しているか。 14 0 0%</li> <li>2. 運行管理規程が定められているか。 14 0 0%</li> <li>3. 運行管理規程が定められているか。 14 0 0%</li> <li>3. 運行管理者が選任され、届出されているか。 14 0 0%</li> <li>4. 事業計画に従い、必要な員数の運転者を確保しているか。 14 1 7.1%</li> <li>5. 過労防止を配慮し、適正に管理されているか。 14 1 7.1%</li> <li>6. 過稽載による運送を行っていないか。 ☆ 13 0 0%</li> <li>7. 点呼の実施及びその記録、保存は適正か。 14 1 7.1%</li> <li>8. 乗務等の記録(運転日報)の作成・保存は適正か。 14 1 7.1%</li> <li>10. 運行指示書の作成、指示、携行、保存は適正か。 12 2 16.7%</li> <li>10. 運行指示書の作成、指示、携行、保存は適正か。 4 0 0%</li> <li>11. 乗務員に対する輸送の安全確保に必要な指導監督を行っているか。 14 1 7.1%</li> <li>12. 特定の乗務員に対して特別が指導を行っているか。 11 8 72.7% (0 13 特定の乗務員に対して適性診断を受けさせているか。 11 8 72.7% (1 1 整備管理規程の制定及び整備管理業務がなされているか。 14 1 7.1%</li> <li>1. 整備管理規程の制定及び整備管理業務がなされているか。 14 1 7.1%</li> <li>2. 整備管理者に所定の研修を受けさせているか。 14 1 7.1%</li> <li>1. 整備管理者に所定の研修を受けさせているか。 14 0 0%</li> <li>3. 整備管理者に所定の研修を受けさせているか。 14 1 7.1%</li> <li>1. 整備管理者に所定の研修を受けさせているか。 14 0 0%</li> <li>3. 整備管理者に所定の研修を受けさせているか。 14 1 7.1%</li> <li>1. 整備管理者に所定の研修を受けさせているか。 14 0 0%</li> <li>3. 整備管理者に所定の研修を受けさせているか。 14 1 7.1%</li> <li>1. 整備管理者に対し、届出されているか。 14 1 7.1%</li> <li>2. 整備管理者に対し、届出されているか。 14 0 0%</li> <li>3. 整備管理者に対し、届出されているか。 14 1 7.1%</li> <li>4. 前院検及びその保存がされ、届出されているか。 14 0 0%</li> <li>4. 前院検及びその保存がされ、届出されているか。 14 0 0%</li> <li>5. 定期点検及びその保存がされ、届出されているか。 14 0 0%</li> <li>4. 前院検及がその保存がされ、届出されているか。 14 1 7.1%</li> <li>7. 1%</li> <li>7. 3%</li> <li>9. 36 協定に対しているか。 14 1 7.1%</li> <li>1. 就業規則が制定され、届出されているか。 14 1 7.1%</li> <li>1. 就業規則が制定され、届出されているか。 14 1 7.1%</li> <li>2. 2 16.7%</li> <li>3 6 協定に対しているから、 14 0 0 0%</li> <li>4. 所要の健康診断を実施し、そびが適定に対しているから、 14 0 0 0%</li> <li>4. 所要の健康診断を実施し、そびが適定に対しているから、 14 0 0 0%</li> <li>4. 所要の健康が断を実施し、そびがあるがあるがあるがあるがあるがあるがあるがあるがあるがあるがあるがあるがあるが</li></ul>				4	0	0%
(備、報告等	ローに然れる歌		2. 自動車事故報告書を提出しているか。	0	0	0%
4. 車両台帳が整備され、適正に記入等されているか。			3. 運転者台帳及び従業員台帳が適正に記入等され、保存されているか。	14	0	0%
1. 連行管理規程が定められているか。 14 0 0% 3. 連行管理者が選任され、届出されているか。 14 0 0% 4. 事業計画に従い、必要な員数の運転者を確保しているか。 14 1 7.1% 5. 過労防止を配慮し、適正に管理されているか。 14 1 7.1% 6. 過積軟による運送を行っていないか。 ☆ 13 0 0% 7. 点呼の実施及びその記録、保存は適正か。 14 1 7.1% 8. 乗務等の記録(運転日報)の作成・保存は適正か。 14 1 7.1% 8. 乗務等の記録(運転日報)の作成・保存は適正か。 14 0 0% 9. 運行記録計による記録及びその保存・活用は適正か。 12 2 16.7% 10 運行指示書の作成、指示、携行、保存は適正か。 4 0 0% 11. 乗務員に対する輸送の安全確保に必要な指導監督を行っているか。 14 1 7.1% 12. 特定の乗務員に対して適性診断を受けさせているか。 11 8 72.7% 10 12. 特定の乗務員に対して適性診断を受けさせているか。 11 8 72.7% 11 整備管理規程の制定及び整備管理業務がなされているか。 11 8 72.7% 11 整備管理規程の制定及び整備管理業務がなされているか。 14 1 7.1% 0 2. 整備管理規程の制定及び整備管理業務がなされているか。 14 1 7.1% 0 0% 3. 整備管理者が選任され、届出されているか。 14 1 7.1% 1. 整備管理規程の制定及び整備管理業務がなされているか。 14 1 7.1% 1. 就業規則が制定され、届出されているか。 14 1 7.1% 1. 就業規則が制定され、居出されているか。 14 1 7.1% 1. 就業規則が制定され、居出されているか。 14 1 7.1% 1. 就業規則が制定され、居出されているか。 14 1 7.1% 1. 就業規則が制定され、日出されているか。 15 1 9.1% 1. 第以保険・雇用保険に加入しているか。 11 1 9.1% 1. 第以保険・雇用保険に加入しているか。 11 1 9.1% 1. 運輸安全マネジメントの実施は適正か。 14 3 21.4% 11. 運輸安全マネジメントの実施は適正か。 14 3 21.4% 11. 運輸安全マネジメントの実施は適正か。 14 3 21.4% 11. 21	佣、報音等			14	0	0%
○ 2. 運行管理者が選任され、届出されているか。       14       0       0%         3. 運行管理者に所定の研修を受けさせているか。       14       0       0%         4. 事業計画に従い、必要な員数の運転者を確保しているか。       14       1       7.1%         5. 過労防止を配慮し、適正に管理されているか。       14       1       7.1%         6. 過種載による運送を行っていないか。       ☆       13       0       0%         7. 点呼の実施及びその記録、保存は適正か。       14       1       7.1%         8. 乗務等の記錄(運転日報)の作成・保存は適正か。       14       0       0%         9. 運行記録計による記録及びその保存・活用は適正か。       4       0       0%         10. 運行指示書の作成、指示、携行、保存は適正か。       4       0       0%         ○ 11. 乗務員に対する輸送の安全確保に必要な指導監督を行っているか。       14       1       7.1%         ○ 12. 特定の乗務員に対して適性診断を受けさせているか。       11       8       72.7%       0         ○ 13. 特定の乗務員に対して適性診断を受けさせているか。       11       8       72.7%       0         ○ 13. 特定の乗務員に対して適性診断を受けさせているか。       14       1       7.1%         ○ 2. 整備管理程をの乗務員に対して適性診断を受けさせているか。       14       1       7.1%         ○ 3. 整備管理者が選任され、届出されているか。       14       0       0%         ○ 4. 日常点検基準を作成し、これに基づき点検を適正に行っているか。       14       0       0%         ○ 3. 多協管理者を呼ばられ、届出されているか。       11       0       0%			5. 事業報告書及び事業実績報告書を提出しているか。 (本社巡回に限る)	12	3	25.0% (3
3. 運行管理者に所定の研修を受けさせているか。 14 0 0% 4. 事業計画に従い、必要な員数の運転者を確保しているか。 14 1 7.1% 5. 過労防止を配慮し、適正に管理されているか。 14 1 7.1% 6. 過積載による運送を行っていないか。 ☆ 13 0 0% 7. 点呼の実施及びその記録、保存は適正か。 14 1 7.1% 8. 乗務等の記録(運転日報)の作成・保存は適正か。 14 0 0% 9. 運行記録計による記録及びその保存・活用は適正か。 ☆ 12 2 16.7% 10. 運行指示書の作成、指示、携行、保存は適正か。 4 0 0% 11. 乗務員に対して特別な指導を行っているか。 14 1 7.1% 12. 特定の乗務員に対して特別な指導を行っているか。 11 8 72.7% 10 13. 特定の乗務員に対して特別な指導を行っているか。 11 8 72.7% 11 整備管理規程の制定及び整備管理業務がなされているか。 11 8 72.7% 11 整備管理規程の制定及び整備管理業務がなされているか。 11 7.1% 12. 特定の乗務員に対して適性診断を受けさせているか。 14 1 7.1% 12. 整備管理者に所定の研修を受けさせているか。 14 1 7.1% 11 2. 整備管理者を作成し、よれに基づき点検を適正に行っているか。 14 1 7.1% 11 2. 整備管理者に所定の研修を受けさせているか。 14 1 7.1% 11 1 7.1% 11 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1			1. 運行管理規程が定められているか。	14	0	0%
4. 事業計画に従い、必要な員数の運転者を確保しているか。 14 1 7.1% 5. 過労防止を配慮し、適正に管理されているか。 14 1 7.1% 6. 過積載による運送を行っていないか。 ☆ 13 0 0% 7. 点呼の実施及びその記録、保存は適正か。 14 1 7.1% 8. 乗務等の記録(運転日報)の作成・保存は適正か。 14 0 0% 9. 運行記録計による記録及びその保存・活用は適正か。 ☆ 12 2 16.7% 10. 運行指示書の作成、指示、携行、保存は適正か。 4 0 0% 11. 乗務員に対する輸送の安全確保に必要な指導監督を行っているか。 14 1 7.1% 12. 特定の乗務員に対して特別な指導を行っているか。 14 1 7.1% 12. 特定の乗務員に対して適性診断を受けさせているか。 11 8 72.7% 11 整備管理規程の制定及び整備管理業務がなされているか。 11 8 72.7% 12 整備管理者に所定の研修を受けさせているか。 14 1 7.1% 2. 整備管理者に所定の研修を受けさせているか。 14 1 7.1% 1. 整備管理者に所定の研修を受けさせているか。 14 1 7.1% 1. 整備管理者に所定の研修を受けさせているか。 14 1 7.1% 1. 正集流検基準を作成し、これに基づき点検を適正に行っているか。 14 0 0% 5. 定期点検及びその保存がされているか。 14 1 7.1% 1. 就業規則が制定され、届出されているか。 17 1 14.3% 1. 労災保険・雇用保険に加入しているか。 11 1 9.1% 1. 運輸安全マネジメントの実施は適正か。 14 3 21.4% 1. 運輸安全マネジメントの実施は適正か。 14 3 21.4%		$\bigcirc$	2. 運行管理者が選任され、届出されているか。	14	0	0%
4. 事業計画に従い、必要な員数の運転者を確保しているか。 14 1 7.1% 5.3 過労防止を配慮し、適正に管理されているか。 14 1 7.1% 6.3 過積載による運送を行っていないか。 ☆ 13 0 0% 7. 点呼の実施及びその記録、保存は適正か。 14 1 7.1% 8.乗務等の記録(運転日報)の作成・保存は適正か。 14 1 7.1% 10.運行指示書の作成、指示、携行、保存は適正か。 4 0 0% 11.乗務員に対する輸送の安全確保に必要な指導監督を行っているか。 14 1 7.1% 12.特定の乗務員に対して特別な指導を行っているか。 14 1 7.1% 12.特定の乗務員に対して適性診断を受けさせているか。 11 8 72.7% 10. 3.特定の乗務員に対して適性診断を受けさせているか。 11 8 72.7% 11 8 72.7% 12. 整備管理規程の制定及び整備管理業務がなされているか。 14 1 7.1% 2.整備管理者が選任され、届出されているか。 14 1 7.1% 2.整備管理者で所定の研修を受けさせているか。 14 1 7.1% 12. 整備管理者で所定の研修を受けさせているか。 14 1 7.1% 15. 2. 3. 6. 3. 8. 4. 日常点検基準を作成し、これに基づき点検を適正に行っているか。 14 1 7.1% 11. 就業規則が制定され、届出されているか。 7 1 14.3% 11. 就業規則が制定され、届出されているか。 14 1 7.1% 11. 就業規則が制定され、届出されているか。 14 1 7.1% 11. 3. 3. 3. 8. 6. 6. 3. 3. 6. 3.			3. 運行管理者に所定の研修を受けさせているか。	14	0	0%
1. 運行管理等				14	1	7.1%
<ul> <li>I. 運行管理等</li> <li>7. 点呼の実施及びその記録、保存は適正か。</li> <li>8. 乗務等の記録(運転日報)の作成・保存は適正か。</li> <li>9. 運行記録計による記録及びその保存・活用は適正か。</li> <li>12 2 16. 7%</li> <li>10. 運行指示書の作成、指示、携行、保存は適正か。</li> <li>11. 乗務員に対する輸送の安全確保に必要な指導監督を行っているか。</li> <li>12. 特定の乗務員に対して特別な指導を行っているか。</li> <li>13. 特定の乗務員に対して適性診断を受けさせているか。</li> <li>11. 整備管理規程の制定及び整備管理業務がなされているか。</li> <li>12. 整備管理者が選任され、届出されているか。</li> <li>14 1 7. 1%</li> <li>2. 整備管理者が選任され、届出されているか。</li> <li>4. 日常点検基準を作成し、これに基づき点検を適正に行っているか。</li> <li>4. 日常点検基準を作成し、これに基づき点検を適正に行っているか。</li> <li>14 0 0%</li> <li>5. 定期点検及びその保存がされているか。</li> <li>14 1 7. 1%</li> <li>1 放業規則が制定され、届出されているか。</li> <li>1 1 1 4. 3%</li> <li>2 3 6 協定が締結され、届出されているか。</li> <li>3 労働時間、休日労働について違法性はないか。(運転時間を除く)</li> <li>4 所要の健康診断を実施し、その記録・保存が適正にされているか。</li> <li>1 労災保険・雇用保険に加入しているか。</li> <li>1 労災保険・雇用保険に加入しているか。</li> <li>2 健康保険・厚生年金保険に加入しているか。</li> <li>1 9 1%</li> <li>1 運輸安全マネジメントの実施は適正か。</li> <li>1 2 14 3</li> <li>2 14 4%</li> </ul>		$\bigcirc$		14	1	7. 1%
I. 運行管理等				13	0	0%
8. 乗務等の記録(運転日報)の作成・保存は適正か。 14 0 0% 9. 運行記録計による記録及びその保存・活用は適正か。 ☆ 12 2 16.7% 10. 運行指示書の作成、指示、携行、保存は適正か。 4 0 0% 11. 乗務員に対する輸送の安全確保に必要な指導監督を行っているか。 14 1 7.1% 12. 特定の乗務員に対して特別な指導を行っているか。 11 8 72.7% 10 13. 特定の乗務員に対して適性診断を受けさせているか。 11 8 72.7% 10 13. 整備管理規程の制定及び整備管理業務がなされているか。 14 1 7.1% 2. 整備管理規程の制定及び整備管理業務がなされているか。 14 1 7.1% 2. 整備管理者が選任され、届出されているか。 14 0 0% 3. 整備管理者に所定の研修を受けさせているか。 14 0 0% 4. 日常点検基準を作成し、これに基づき点検を適正に行っているか。 14 1 7.1% 2. に対点を受けさせているか。 14 1 7.1% 1. 就業規則が制定され、届出されているか。 11 0 0% 3. 労働時間、休日労働について違法性はないか。(運転時間を除く) 12 0 0% 3. 労働時間、休日労働について違法性はないか。(運転時間を除く) 12 0 0% 3. 労働時間、休日労働について違法性はないか。(運転時間を除く) 12 0 0% 1. 許要の健康診断を実施し、その記録・保存が適正にされているか。 11 1 9.1% 1. 第炎保険・雇用保険に加入しているか。 11 1 9.1% 1. 運輸安全マネジメント 1. 運輸安全マネジメントの実施は適正か。 14 3 21.4% 21.4%	Ⅲ. 運行管理等	$\bigcirc$		14	1	7.1%
10. 運行指示書の作成、指示、携行、保存は適正か。			8. 乗務等の記録(運転日報)の作成・保存は適正か。	14	0	0%
10. 運行指示書の作成、指示、携行、保存は適正か。				12	2	16. 7%
○ 11. 乗務員に対する輸送の安全確保に必要な指導監督を行っているか。       14       1       7.1%         ○ 12. 特定の乗務員に対して特別な指導を行っているか。       11       8       72.7%       ①         ○ 13. 特定の乗務員に対して適性診断を受けさせているか。       11       8       72.7%       ①         Ⅰ . 整備管理規程の制定及び整備管理業務がなされているか。       14       1       7.1%         ○ 2. 整備管理者が選任され、届出されているか。       14       0       0%         3. 整備管理者に所定の研修を受けさせているか。       13       2       15.4%         4. 日常点検基準を作成し、これに基づき点検を適正に行っているか。       14       0       0%         5. 定期点検及びその保存がされているか。       14       1       7.1%         7. 労基法等       1. 就業規則が制定され、届出されているか。       7       1       14.3%         2. 3 6 協定が締結され、届出されているか。       11       0       0%         3. 労働時間、休日労働について違法性はないか。(運転時間を除く)       12       0       0%         4. 所要の健康診断を実施し、その記録・保存が適正にされているか。       11       1       9.1%         1. 送定福利       2. 健康保険・厚生年金保険に加入しているか。       11       1       9.1%         11. 運輸安全マネジメントの実施は適正か。       14       3       21.4%				4	0	0%
○ 12. 特定の乗務員に対して特別な指導を行っているか。       11       8 72.7% ①         ○ 13. 特定の乗務員に対して適性診断を受けさせているか。       11       8 72.7% ①         1. 整備管理規程の制定及び整備管理業務がなされているか。       14       1 7.1%         ○ 2. 整備管理者が選任され、届出されているか。       14       0 0%         3. 整備管理者に所定の研修を受けさせているか。       13       2 15.4%         4. 日常点検基準を作成し、これに基づき点検を適正に行っているか。       14       0 0%         5. 定期点検及びその保存がされているか。       14       1 7.1%         1. 就業規則が制定され、届出されているか。       7       1 14.3%         2. 3 6 協定が締結され、届出されているか。       11       0 0%         3. 労働時間、休日労働について違法性はないか。(運転時間を除く)       12       0 0%         ○ 4. 所要の健康診断を実施し、その記録・保存が適正にされているか。       13       4 30.8%       2         1. 法定福利       1. 労災保険・雇用保険に加入しているか。       11       1 9.1%         1. 運輸安全マネジメントの実施は適正か。       14       3 21.4%		$\bigcirc$		14	1	7.1%
13. 特定の乗務員に対して適性診断を受けさせているか。		$\circ$		11	8	72.7% (1
1.整備管理規程の制定及び整備管理業務がなされているか。		$\circ$		11	8	72.7% (1
V. 車両管理等       2.整備管理者が選任され、届出されているか。       14       0       0%         3.整備管理者に所定の研修を受けさせているか。       13       2       15.4%         4.目常点検基準を作成し、これに基づき点検を適正に行っているか。       14       0       0%         5.定期点検及びその保存がされているか。       14       1       7.1%         1.就業規則が制定され、届出されているか。       7       1       14.3%         2.36協定が締結され、届出されているか。       11       0       0%         3.労働時間、休日労働について違法性はないか。(運転時間を除く)       12       0       0%         4.所要の健康診断を実施し、その記録・保存が適正にされているか。       13       4       30.8%       2         1.法定福利       1.労災保険・雇用保険に加入しているか。       11       1       9.1%         1.運輸安全マネジメントの実施は適正か。       14       3       21.4%				14	1	7. 1%
7. 労基法等       3. 整備管理者に所定の研修を受けさせているか。       13       2       15. 4%         4. 日常点検基準を作成し、これに基づき点検を適正に行っているか。       14       0       0%         5. 定期点検及びその保存がされているか。       14       1       7. 1%         7. 労基法等       1. 就業規則が制定され、届出されているか。       7       1       14. 3%         2. 3 6 協定が締結され、届出されているか。       11       0       0%         3. 労働時間、休日労働について違法性はないか。(運転時間を除く)       12       0       0%         4. 所要の健康診断を実施し、その記録・保存が適正にされているか。       13       4       30. 8%       2         4. 所要の健康診断を実施し、その記録・保存が適正にされているか。       11       1       9. 1%         1. 労災保険・雇用保険に加入しているか。       11       1       9. 1%         1. 運輸安全マネジメントの実施は適正か。       14       3       21. 4%		$\bigcirc$		14	0	
4. 日常点検基準を作成し、これに基づき点検を適正に行っているか。 14 0 0% ○ 5. 定期点検及びその保存がされているか。 14 1 7.1% 1. 就業規則が制定され、届出されているか。 7 1 14.3% 2. 3 6 協定が締結され、届出されているか。 11 0 0% ③ 3. 労働時間、休日労働について違法性はないか。(運転時間を除く) 12 0 0% ○ 4. 所要の健康診断を実施し、その記録・保存が適正にされているか。 13 4 30.8% ② 1. 労災保険・雇用保険に加入しているか。 11 1 9.1% 1. 注定福利 2. 健康保険・厚生年金保険に加入しているか。 11 1 9.1% 1. 運輸安全マネジメントの実施は適正か。 14 3 21.4%	V. 車両管理等			13	2	15.4%
○ 5. 定期点検及びその保存がされているか。       14       1 7.1%         1. 就業規則が制定され、届出されているか。       7       1 14.3%         2. 3 6 協定が締結され、届出されているか。       11       0 0%         3. 労働時間、休日労働について違法性はないか。(運転時間を除く)       12       0 0%         4. 所要の健康診断を実施し、その記録・保存が適正にされているか。       13       4 30.8%         7. 法定福利       1. 労災保険・雇用保険に加入しているか。       11       1 9.1%         2. 健康保険・厚生年金保険に加入しているか。       11       1 9.1%         1. 運輸安全マネジメントの実施は適正か。       14       3 21.4%				14	0	0%
7. 労基法等       1. 就業規則が制定され、届出されているか。       7       1       14. 3%         2. 3 6 協定が締結され、届出されているか。       11       0       0%         3. 労働時間、休日労働について違法性はないか。(運転時間を除く)       12       0       0%         4. 所要の健康診断を実施し、その記録・保存が適正にされているか。       13       4       30. 8%         7. 法定福利       1. 労災保険・雇用保険に加入しているか。       11       1       9. 1%         1. 運輸安全マネジメントの実施は適正か。       14       3       21. 4%		$\bigcirc$			1	7.1%
7. 労基法等       2. 36協定が締結され、届出されているか。       11 0 0%         3. 労働時間、休日労働について違法性はないか。(運転時間を除く)       12 0 0%         ○ 4. 所要の健康診断を実施し、その記録・保存が適正にされているか。       13 4 30.8%         1. 法定福利       1. 労災保険・雇用保険に加入しているか。       11 1 9.1%         2. 健康保険・厚生年金保険に加入しているか。       11 1 9.1%         1. 運輸安全マネジメントの実施は適正か。       14 3 21.4%					1	
3. 労働時間、休日労働について違法性はないか。(運転時間を除く)   12   0   0%     ○ 4. 所要の健康診断を実施し、その記録・保存が適正にされているか。   13   4   30.8%   ②     □ 1. 労災保険・雇用保険に加入しているか。   11   1   9.1%     □ 2. 健康保険・厚生年金保険に加入しているか。   11   1   9.1%     □ 1. 運輸安全 マネジメントの実施は適正か。   14   3   21.4%     2. 対策を表現し、その記録・保存が適正にされているか。   11   1   9.1%     □ 2. 対策を表現し、アネジメントの実施は適正か。   14   3   21.4%     □ 3. 対策を表現し、その記録・保存が適正にされているか。   11   1   9.1%     □ 3. 対策を表現し、その記録・保存が適正にされているか。   11   1   9.1%     □ 4. 所要の健康診断を実施し、その記録・保存が適正にされているか。   11   1   9.1%     □ 4. 所要の健康診断を実施し、その記録・保存が適正にされているか。   13   4   30.8%   ②     □ 5. 対策を表現し、その記録・保存が適正にされているか。   13   4   30.8%   ②     □ 5. 対策を表現し、その記録・保存が適正にされているか。   11   1   9.1%     □ 6. 対策を表現し、を表現し、を表現し、を表現し、を表現し、を表現し、を表現し、を表現し、	7 24 11 34 65			11	0	0%
□ 4. 所要の健康診断を実施し、その記録・保存が適正にされているか。       13       4       30.8%       ②         □ 1. 労災保険・雇用保険に加入しているか。       11       1       9.1%         □ 2. 健康保険・厚生年金保険に加入しているか。       11       1       9.1%         □ 2. 健康保険・厚生年金保険に加入しているか。       11       1       9.1%         □ 2. 健康保険・厚生年金保険に加入しているか。       14       3       21.4%	V. 力基広寺			12	0	0%
1. 労災保険・雇用保険に加入しているか。       11       1       9.1%         2. 健康保険・厚生年金保険に加入しているか。       11       1       9.1%         II. 運輸安全マネジメントの実施は適正か。       14       3       21.4%		$\bigcirc$		13	4	30.8% ②
1. 法定備利       2. 健康保険・厚生年金保険に加入しているか。       11       1       9.1%         II. 運輸安全マネジメントの実施は適正か。       14       3       21.4%	n 沙克克山			11	1	
マネジメント 1. 連輌安全マネシメントの実施は適止か。 14 3 21.4%	–			11	1	
	/Ⅱ. 運輸安全 マネジメント		1. 運輸安全マネジメントの実施は適正か。	14	3	21.4%
			指 導 件 数 合 計	466	40	8.6%

(注) ○…重点指導項目 ☆…霊柩は項目から除外

	A	В	С	D	E	その他	合計
通常	2(1)件	5 (1)件	6 (2)件	件	件	件	13(4)件
新規参入	1(1)件	件	件	件	件	件	1 (1)件
新規(他)	件	件	件	件	件	件	件
特別(労)	件	件	件	件	件	件	件
特別(他)	件	件	件	件	件	件	件
総合	3 (2)件	5 (1)件	6(2)件	件	件	件	14(5)件

( ) は会員外の件数です

# トラック協会・陸災防奈良県支部

# 7月の行事(予定)表

	曜	時 間	行事	場所
1	月		令和6年度Gマーク申請受付(~14日)	
7		10:00~	運行管理者試験対策講習会	奈良県トラック会館
13	土	9:00~	フォークリフト運転技能講習会【学科】	奈良県トラック会館
20	土	8:30~	フォークリフト運転技能講習会【実技2日間】	奈良県トラック会館
21	В	8:30~	フォークリフト運転技能講習会【実技4日間】	奈良県トラック会館
23	火	13:30~	第1回働き方改革セミナー	奈良県トラック会館
27	土	8:30~	フォークリフト運転技能講習会【実技4日間】	奈良県トラック会館
28	В	8:30~	フォークリフト運転技能講習会【実技4日間】	奈良県トラック会館
28	$\Box$	10:00~	運行管理者試験対策講習会	奈良県トラック会館

# 8月の行事(予定)表

E	3	曜	時 間	行事	場所
[·	1	木	11:00~	第1回広報委員会	奈良県トラック会館
(	3	火	13:30~	トラックドライバー競技会(全国大会出場選手説明会)	奈良県トラック会館



# トラックの構造上の特性



# 2.飲酒と運転

# あってはならない飲酒運転

物流の主役を担うプロドライバーが、飲酒運転を することはあってはならないことです。万一、飲酒運 転で事故を起こせば、ドライバーが運転免許の取 消しや懲役等の重い処分を受けるだけでなく、会 社にも大きな責任がかかり、運送事業を継続するこ とができなくなることさえあることを、しっかりと認識し なくてはなりません。

#### ■点呼時に酒気帯びの有無を報告

乗務開始前や乗務終了後および乗務途中の点 呼において、ドライバーは酒気帯びの有無について 報告しなければなりません。

#### ■アルコール検知器による確認

乗務開始前および乗務終了後の対面点呼のと きには、営業所に備え付けられているアルコール検 知器を用いて酒気帯びの有無の確認をしなければ なりません。

営業所以外の場所から出発するなどの事情によ り対面点呼ができない場合には、自動車に備え付 けられているアルコール検知器を用いるか、もしくは アルコール検知器を携行し、それによって酒気帯び の有無の確認をし、その結果を電話その他の方法 (通信機能を有し、又は携帯電話等通信機器と接 続するアルコール検知器を用いる場合にあっては、 当該測定結果を営業所に伝送させる方法)で報告 しなければなりません。



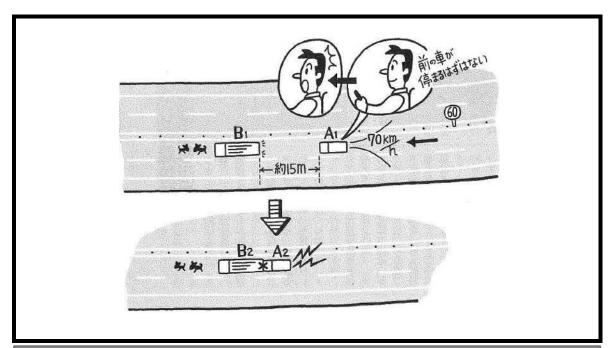


資

# 事業用自動車事故事例 No.107

(一般貨物) 追従走行していて追突してしまった貨物車同士の事故

#### ■事故の概況



事故類型:追突 発生日時:深夜

当事者A:普通貨物車 20歳代 男性 当事者B:大型貨物車 40歳代 男性

#### ■ 事故の概要

Aは業務が23時頃に終了して帰途につきました。走行している片側2車線の主要地方道 の交通量はそれほど多くはなかったので、ほぼ直線道路の第2車線を前走者Bに追従して、 制限速度を10kmオーバーの時速約70kmで走行していました。

突然B車のブレーキランプが点灯したので、Aはすぐに反応して急ブレーキをかけまし たが、A車には通常より高さのある幌が取り付けてあったため、急にハンドルを切ると横 転すると思い、ハンドル操作は行いませんでした。

約15mあった車間距離はすぐになくなり、A車はB車の荷台の下に潜り込むような形で 衝突しました。

Bは道路上で遊んでいた数匹の犬を追い払おうと突然路上で停止したそうです。

#### ■ 事故から学ぶ

Aは時速約70kmと制限速度を超過していたこと、さらに、その速度の割には約15mとい う短い車間距離しかとっていなかった為、突然停止したB車への衝突を避けきれませんで した。またこの道は交通量がほとんどなく、信号もなかったことから、Aの危険予測の中 で、第2車線を走行しているBの停車、は予測外だったようです。運転しているときには、 刻々変わる状況に合わせた適切な運転を心がけましょう。

Bも止まるはずのない場所に急停車したという責任はあります。運転の最中にバックミ ラーで後方を確認することは安全運転のために必須であり、必ず実行しなければならない 運転操作のひとつです。もし、Bが追従走行しているA車を認知していれば、第2車線で 急停止することはなかったに違いありません。

# KIT事業の案内

全国の7000社 と繋がる! 新規顧客開拓に! 荷物と輸送のマッチングシステム

# WebKIT2 むのご案内

# WebKIT2775Z57@##

#### 輸送効率があがる

ドライバー不足などの影響で課題がたく さんある昨今、事業者同士が相互に 手を結び、経営資源を共有・補完しあう ことが必要です。仕事や車両を融通し 合うことで輸送効率の向上を図ります。

#### 安心のネットワーク取引

WebKITには優良な事業者が多く参加 している上、万一の場合でも、協同組合 同士で責任を負う仕組みができています ので、この点でも安心してご利用いただ けます。

#### 事故に備えた補償制度

WebKITでは、荷物の破損事故に備えた「KIT荷物保険」と、組合員の倒産等に備えた「KIT運送代金補償」への加入を義務付けているため、安心かつ安全な取引環境を確保しています。

#### 需給動向の把握

WebKITでは、全国の荷物や車両その 時々の需給動向をリアルタイムに確認 できますので、その時々の需要動向をいち 早く把握することができます。最適な配車 管理や運賃動向の把握に役立ちます。

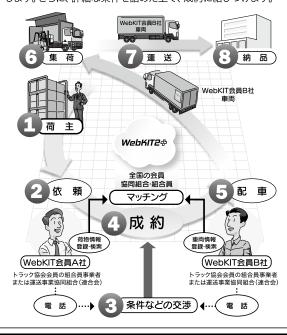
#### 高い利便性と機能

全国の会員が登録する情報は、荷物の 積み地・卸し地や車両の空車地・行先地 が都市区分単位で検索・表示されるの で、情報を活用して正確に共有すること ができます。

#### WebKIT2プラスご利用の流れ

インターネットを利用して、荷物を依頼する側と車両を活用したい 運送側が、それぞれ情報登録や検索を行います。

うまくマッチしそうな情報を見つけたら、まず相手先に電話で連絡 します。さらに、詳細な条件を詰めた上で、成約に結びつけます。



#### 奈良県キット事業協同組合加入金額

組合入会金

50,000円

※入会金は退会時に全額返金

キャンペーン中!先着30社限定! 今なら月会費と1ID利用料が3ヵ月無料!

組合月会費

2.000円

WebKIT2+利用料

<del>11Dにつき2,000円</del>

### WebKIT2プラス紹介動画

WebKIT2プラスの詳しい利用方法や利用者様のご意見、 喜びの声、成功事例などをご覧いただけます。



右のQRコードから 動画をご覧頂けます。



#### 組合入会でのさらなるメリット

#### 組合価格で軽油と尿素をご購入いただけます。

■軽油販売

、枢油価枚

■尿素販売 アドブルー /

エネクスフリート軽油価格 122円 (令和6年5月現在

**122円 (令和6年5月現在)** 三井物産プラスチック(株)、日本液炭(株)

ENEOSウイング軽油価格 121円 (令和6年5月現在) 1L=78~79円 (令和6年3月)

※支払サイト50日

奈良県キット事業協同組合ホームページ https://nara-kit.com/

奈良県キット事業協同組合加入WebKIT2+のご利用についてのお問い合わせは

奈良県貨物運送事業協同組合連合会 奈良県キット事業協同組合

〒639-1103 奈良県大和郡山市美濃庄町 170 番地 15

TEL 0743-58-6080



ホームページQRコード

# 安全性優良事業所に対する国土交通省表彰について

安全性優良事業所(Gマーク認定事業所)として、10年以上継続して取得しているなど、さらに一 定の高いレベルにある事業所に対して、国土交通省の表彰制度があります。

下記の表彰基準を満たされている事業所は、申請されますようご案内申し上げます。 申請様式は、奈良県トラック協会ホームページのお知らせ欄より、ダウンロード(Wordファイル)ができ ますのでご利用下さい。

#### 安全性優良事業所表彰基準 (概要)

基準日:令和6年4月1日

奈良運輸支局長表彰	近畿運輸局長表彰
(1) 10年以上連続してGマークの認定を受けていること。	(1) 10年以上連続してGマークの認定を受けていること。
(2)表彰日の直前3年間において、奈良運輸支局 管内で、事故報告規則第2条に規定する第1 当事者又は第1当事者と推定される事故を惹 起していないこと。	(2) 直近のGマーク認定総合評価点数が90点以 上又は、安全性に対する取組の積極性の評価 点数が15点以上であること。
(奈良運輸支局管内の他の事業所を含む)	(3)表彰日の直前3年間において、近畿運輸局管 内で、事故報告規則第2条に規定する第1当
(3)表彰日の直前1年間において、奈良運輸支局 管内で、監査に基づく行政処分を受けていな いこと。 (奈良運輸支局管内の他の事業所を含む)	事者又は第1当事者と推定される事故を惹起 していないこと。 (近畿運輸局管内の他の事業所を含む)
(4) 運転者教育が定期的に実施されていること。	(4)表彰日の直前1年間において、近畿運輸局管 内で、監査に基づく行政処分を受けていない こと。
・安全対策(交通事故防止)会議 ※交通事故防止の内容が含まれているものに限る。	(近畿運輸局管内の他の事業所を含む)
・グループによる危険予知訓練、ヒヤリハット活動 ・交通事故防止に関するQC活動 ・交通事故防止等、輸送の安全確保に関する会議、活動など	(5) 定期的な運転者教育の年間計画表やカリキュラムを作成し、2ヶ月に1回程度実施され、ISO9000シリーズ、39000シリーズ、運輸安全マネジメントの安全管理規程等による国の基準以上の運転者教育を実施していること。
(5) デジタルタコグラフ又はドライブレコーダー のいずれかが、事業所に配置されている車両 の90%以上に装着され、その効果を運転者 教育に反映させていること。	(6) デジタルタコグラフ又はドライブレコーダー のいずれかが、事業所に配置されている全車 両に装着され、その効果を運転者教育に反映 させていること。
(6) Gマーク認定後、荷主からの評価もしくは、 安定的な経営を確保した事業所であること又 は、社内において定期的に「運転記録証明書」 を取り寄せ、事故及び違反実態を把握して、 個別指導に活用していること。	(7) Gマーク認定後、輸送の安全について荷主から表彰や感謝状を受けたことがあるもしくは安定的な財務基盤の確保が図られた事業所又は、Gマーク事業活動を通じて交通事故防止に努めているもしくは、Gマーク事業活動を積極的に行っていることにより、行政、外部機関、トラック協会から輸送の安全に関する表彰を受けていること。
	(8) 奈良運輸支局長表彰を受けていること。

〇申請期限:令和6年7月26日(金)迄

(お問い合わせ)

公益社団法人奈良県トラック協会 適正化事業部 森 TEL0743-23-1200

# トラックドライバー競技会出場選手募集について

トラックドライバー競技会出場選手を募集いたします。

出場を希望される方は、別紙申込書に必要事項を記入の上、協会へお申し込みください。

出場申込者については、下記の通り、学科試験による選考を行います。

記

1. 日 時

令和6年8月6日(火) 13時30分~ (学科試験) 15時00分~ (全国大会出場選手説明会)

2. 場 所

奈良県トラック会館 2階 (大和郡山市額田部北町981-6)

3. 部 門

4トン部門、11トン部門、トレーラ部門、女性部門 (出場選手の年齢、性別は問わない。(女性部門を除く))

- 4. 応募資格
  - (1) 当協会会員事業所に勤務する従業員で勤務成績が優秀であり、申込日に おいて過去3年間人身事故を起こしたことがなく、かつ、過去1年間無事故、 無違反であること。
  - (2)過去に全国トラックドライバー競技会の各部門で優勝した者、総務庁長官賞 又は内閣官房長官賞受賞者及び既に各部門を通じて2回出場している者は 申し込むことはできない。
  - (3) 重複して他部門に出場することはできない。
  - (4) 女性部門を除き、同一事業者からの出場は1名とする。
  - (5)無資格者並びに当協会へ申込を行った日から全国大会の競技当日までの間に事故を起こした者及び違反を犯した者の出場は取り消すものとする。
- 5. 提出書類
  - (1) トラックドライバー競技会 出場申込書(運転免許証写し貼付)
  - (2) 自動車安全運転センターで1ヶ月以内に発行した、過去3年間以上の 運転記録証明書
- 6. 申込書郵送先

**∓**639−1037

大和郡山市額田部北町981-6 公益社団法人奈良県トラック協会 担当:岸本

※申込締切は、7月26日(金)必着とさせて頂きます。

全国大会実施要綱については、協会HP(https://narata.or.jp/)をご覧下さい。

# トラックドライバー競技会 出場申込書

申込年月日 令和6年 月 日

(公社)奈良県トラック協会 会長 殿

所 在 地 事業者名 代表者名 (EII) 担当者名

電話番号 )

#### 標記競技会の出場を希望します。(注1)

1114日	4トン部門	1 1 トン部門				
出場部門 (注2)	トレーラ部門	女性部門(	)			
氏 名	(ふりがな)					
生年月日・性別	昭和 • 平成 年 月	日生 歳	男・女			
運転歴	営業用トラック運転歴(通算) 年					
	【 運 転 免 許 証 貼 運転免許証の写しを貼り付けて ※カラー、白黒のいずれでも可	ください。				

- (注1) 各部門の申込者が複数の場合、学科試験による選考を行います。
- (注2) 出場部門を○で選択してください。 女性部門は()内に車両クラス(最大積載量2トン車(ロングボディ)、最大積載量4トン車、最大 積載量11トン車、トラクタ・トレーラ)を記入して下さい。
- (注3) トレーラは、3軸の車両を使用。

# 奈良県警察本部からのお知らせ

# 1 県内の交通事故発生状況

6月15日現在(概数)

X	分	令和6年	F	令和5年	F	増減数		備	考	
総合	牛数	17,492	件	17,171	件	321	件	1日に約	105	件
人身事	故件数	1,083	件	1,161	件	-78	件	1日に	6	件
	死者数	0	人	10	人	-1	人	約19日に	1	人
	負傷者数	1,293	人	1,417	人	-124	人	1日に約	8	人
物損事	故件数	16,409	件	16,010	件	399	件	1日に約	98	件

5月16日から6月15日までの一ヶ月の間に6人もの方が交通事故で亡くなられています。運転中は運転に集中し交通事故を起こさないように注意しましょう。

# 2 県内の事業用貨物自動車が関係する交通事故発生状況

6月15日現在(概数)

区分	令和6年	令和5年	増減数
総件数	914 (	859	件 55 件
人身事故件数	52 (	51	件 1 件
死者数	1 ,	1	人 0 人
負傷者数	63 /	72	人 -9 人
物損事故件数	862 1	808	件 54 件



# 3 追突事故の防止

追突事故の多くは、脇見や前の車の動きをよく見ていなかったことにより、発生しています。 脇見等の危険性を意識し、前方をよく見て運転しま しょう。



#### 「ながら運転」は厳禁

スマホやカーナビ、書類 を見ながらの運転は、前 方を見ずに運転すること と同じであるり、大変危 険です。



#### 先々の交通状況を読む

前車の動きや、道路の 形状、更には先の交通 状況をチェックして、いつ でもブレーキをかけられ る準備をしておきましょ



#### 車間距離をとる

前の車が電柱等の目標物を通過してから自車が通過するまでの時間を3 砂程度とり、車間をしっかりとりましょう。



# 緊急通行車両確認証明書及び標章の交付

本年4月の理事会において、奈良県警察本部交通部交通規制課から、「大規模災害時における交通規制について」の教示を受けたことにより、指定地方公共機関として、大規模災害発生を想定し、事前に緊急通行車両通行確認証及び標章の交付申請をしていたところ、この度、標章等が奈良県公安委員会から交付されました。

※ 大規模自然災害に備えた体制確立の一環です。





# トラック奈良 2024 年7月 第363 号

発行 公益社団法人 奈良県トラック協会

奈良県大和郡山市額田部北町 981 番地の 6 編集発行人 塚本哲夫 **TEL.0743-23-1200** (代) FAX.0743-23-1212 編集委員長 竹長至暁

# 感染症防止対策

### 基本的な感染防止策

「換気、消毒、距離、必要な場面でのマスク着用」が、

3つの感染経路(エアロゾル、飛沫、接触)の遮断に有効です



明日香村 八釣の里の風景